〇生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則(平成24年6月生駒市規則第21号)新旧対照表

現行	改正案
(趣旨) 第1条　この規則は、生駒市生涯学習施設条例(平成23年9月生駒市条例第22号)別表第1及び別表第2、生駒ふるさとミュージアム条例(平成24年10月生駒市条例第37号)別表並びに生駒市体育施設条例(平成元年12月生駒市条例第31号)別表第3の規定により附属設備の使用料及び利用料金の額を定めるほか、これらの条例に係る施設の使用料及び利用料金(以下「使用料等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条　この規則は、生駒市生涯学習施設条例(平成23年9月生駒市条例第22号)別表、生駒ふるさとミュージアム条例(平成24年10月生駒市条例第37号)別表並びに生駒市体育施設条例(平成元年12月生駒市条例第31号)別表第3の規定により附属設備の使用料及び利用料金の額を定めるほか、これらの条例に係る施設の使用料及び利用料金(以下「使用料等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
(生涯学習施設の附属設備使用料等の額) 第2条　生駒市生涯学習施設条例別表第1に規定する市長の定める額は、別表第1に定める額とする。 2　生駒市生涯学習施設条例別表第2に規定する市長の定める額は、別表第2に定める額とする。	(生涯学習施設の附属設備利用料金の額) 第2条　生駒市生涯学習施設条例別表に規定する市長の定める額は、別表第1に定める額とする。
(生駒ふるさとミュージアムの附属設備利用料金の額) 第3条　生駒ふるさとミュージアム条例別表に規定する市長の定める額は、別表第3に定める額とする。	(生駒ふるさとミュージアムの附属設備利用料金の額) 第3条　生駒ふるさとミュージアム条例別表に規定する市長の定める額は、別表第2に定める額とする。
(体育施設の附属設備使用料等の額) 第4条　生駒市体育施設条例別表第3に規定する市長の定める額は、別表第4に定める額とする。	(体育施設の附属設備使用料等の額) 第4条　生駒市体育施設条例別表第3に規定する市長の定める額は、別表第3に定める額とする。
(使用料等の納付時期) 第5条　使用料等(体育施設の使用料等を除く。)は、使用日(使用期間が2日を超える場合は、その初日)までに納付しなければならない。 2　体育施設の使用料等は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。 3　前2項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特	(使用料等の納付時期) 第5条　生涯学習施設及び生駒ふるさとミュージアムの利用料金は、使用日(使用期間が2日を超える場合は、その初日)までに納付しなければならない。 2　体育施設の使用料等は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。 3　前2項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特

に必要があると認めるときは、使用料等の納付時期を別に定めることができる。

(使用料等の減免)

第6条　使用料等の減免の基準及びその割合については、市長が別に定める。

2　使用料等の減免を受けようとする者は、使用料等減免申請書を市長又は指定管理者に提出しなければならない。

(使用料等の還付)

第7条　使用料等の還付の基準については、市長が別に定める。

(施行の細目)

第8条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第2条関係)

1　舞台設備

附属設備	1回当たりの使用料の額
平台(足箱を含む。)	1式520円
金屏(びょう)風	1双1,260円
反響板	1式4,290円

備考　この表の使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を含む。

2　照明設備

附属設備	1回当たりの使用料の額
基本照明装置	1式2,090円
アッパーホリゾントライト	1式630円
ロアーホリゾントライト	1式940円
センターピンスポットライト	1台1,680円
エフェクトマシン	1式730円
ミラーボール	1台100円

に必要があると認めるときは、使用料等の納付時期を別に定めることができる。

(使用料等の減免)

第6条　使用料等の減免の基準及びその割合については、市長が別に定める。

2　使用料等の減免を受けようとする者は、使用料等減免申請書を市長又は指定管理者に提出しなければならない。

(使用料等の還付)

第7条　使用料等の還付の基準については、市長が別に定める。

(施行の細目)

第8条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

備考　この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

3　音響設備

附属設備	1回当たりの使用料の額
基本音響装置	1式100円
はね返りスピーカー	1式210円
ワイヤレスマイクロホン	1本100円
ダイナミックマイクロホン	1本100円
コンデンサーマイクロホン	1本100円
ダイレクトボックス	1個100円

備考

1　はね返りスピーカーについては、2台で1式とする。

2　ワイヤレスマイクロホン、ダイナミックマイクロホン及びコンデンサーマイクロホンについては、合計3本目から使用料を徴収する。

3　この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

4　その他の附属設備

附属設備	1回当たりの使用料の額
フルコンサートグランドピアノ	1台4,090円
グランドピアノ	1台730円
OHC	1台630円
16ミリ映写機	1台2,090円
液晶プロジェクター	1台210円
調理台	1台210円

備考

1　1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上の連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。

2　この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第2(第2条関係)

1　舞台設備

附属設備	1回当たりの利用料金の額

別表第1(第2条関係)

1　舞台設備

附属設備	1回当たりの利用料金の額

平台(足箱を含む。)	1式520円	平台(足箱を含む。)	1式520円
金屏(びょう)風	1双1,260円	金屏(びょう)風	1双1,260円
反響板	1式4,290円	反響板	1式4,290円

備考　この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。	備考　この表の利用料金の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を含む。
2～4　略	2～4　略
別表第3(第3条関係)	別表第2(第3条関係)
略	略
別表第4(第4条関係)	別表第3(第4条関係)
略	略